

第2次みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン [ 年度別取組計画 ] ( 素案 ) に寄せられた意見と区のお考え方について

1 意見の受付状況

( 1 ) 意見募集期間

平成 31 年 2 月 21 日 ( 木 ) から平成 31 年 3 月 31 日 ( 日 ) まで

( 2 ) 周知方法

ア ねりま区報 ( 2 月 21 日号 ) ・区ホームページへの掲載、  
区民情報ひろば、区民事務所 ( 練馬を除く )、図書館、企画課での閲覧

イ 関係団体等への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 区政改革推進会議</li><li>・ 練馬東法人会</li><li>・ 練馬西法人会</li><li>・ 練馬区商店街連合会</li><li>・ 練馬産業連合会</li><li>・ 東京商工会議所 練馬支部</li><li>・ 練馬アニメーション</li><li>・ 東映アニメーション</li><li>・ 練馬区農業委員会</li><li>・ 東京あおば農業協同組合</li><li>・ 練馬区農の学校運営協議会</li><li>・ 練馬区町会連合会</li><li>・ 練馬区立美術館運営協議会</li><li>・ 練馬区文化団体協議会</li><li>・ 練馬区体育協会</li><li>・ 練馬区スポーツ推進委員会</li><li>・ 練馬区レクリエーション協会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新日本スポーツ連盟練馬区連盟</li><li>・ 練馬区民生児童委員協議会</li><li>・ 練馬区障害者団体連合会</li><li>・ 練馬区障害福祉サービス事業者連絡会</li><li>・ 練馬区ひとり親福祉連合会</li><li>・ 練馬区老人クラブ連合会</li><li>・ 練馬区医師会</li><li>・ 練馬区薬剤師会</li><li>・ 練馬区緑化委員会</li><li>・ みどりの区民会議</li><li>・ 練馬区都市計画審議会</li><li>・ 東京都宅地建物取引業協会練馬区支部</li><li>・ 全日本不動産協会東京本部練馬支部</li><li>・ 練馬区私立幼稚園協会</li><li>・ 放課後子ども総合プラン運営委員会</li><li>・ 練馬区子ども・子育て会議</li></ul>
---	--

( 3 ) 意見件数

138 件 ( 53 名 ・ 8 団体 )

## 2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
第2次ビジョン全体に関すること	4
戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	16
戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	5
戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり	13
戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	2
戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立	1
戦略計画6 元気高齢者の活躍と介護予防の推進	2
戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	4
戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	1
戦略計画9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備	5
戦略計画10 みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現	2
戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	1
戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	17
戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり	47
戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ	9
戦略計画15 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ	0
戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり	0
戦略計画17 生きた農と共存する都市農業のまち練馬	6
戦略計画18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち	1
戦略計画19 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	0
戦略計画20 区民協働による住民自治の創造	0
戦略計画21 窓口から区役所を変える	2
合計	138

## 3 寄せられた意見に対する対応状況

対応区分	件数
意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	2
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	45
素案に記載はないが他の施策・事業等で既に実施しているもの	17
事業実施等の際に検討するもの	27
趣旨を反映できないもの	38
- その他、上記以外のもの	9
合計	138

#### 4 寄せられた意見と区の考え方

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>全体に関すること</b>				
1	目標値	各事業の目標値について、「利用者数」を併記したほうが、計画規模のイメージがさらに伝わり易い。利用者数を併記されている事業とされていない事業が混在しているのが気になる。	「施設数」や「事業実施数」などに加えて、具体的な数値を設定できる事業については「利用者数」も可能な限り掲載しています。	○
2	財政フレーム	分かりにくい財政フレームに関し「Q&A」が掲載されており、親切に思えた。	財政状況等について、今後も区民の皆様に分かりやすくお伝えしていきます。	—
3	計画事業費	各事業費の事業費について、次年度以降のランニングコストを含めているのか。	原則として、施設整備等を伴う事業はインシャルコストを計上しており、ランニングコストは別途各年度の予算で計上します。また、施設整備等を伴わない事業は、30年度当初予算を基準に、増加分を計上しています。	—
4	職員定数	これだけの新規を含む事業を展開して、職員定数に関する記述がないが、職員数は現員で大丈夫か。	平成29年度に平成30年度から5か年を計画期間とする「定数管理計画」を策定いたしました。そこでは、「行政が担うべき分野における適正な定数配置を行う」としています。行政需要を見据え、適正な定数配置に努めていきます。	□
<b>戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現</b>				
5	No.1-1 家庭での子育て支援サービスの充実	個人の家を建て替え、子育ての相談を受ける「まちの居場所」にすることを提案する。自分の家を「居場所」にすることも想定している。	現在、子育て相談にも対応できる親子の居場所として子育てのひろばを26か所(公設11か所/民設15か所)設置しており、令和元年度についても民設子育てのひろばを1か所増設し、令和2年度以降も子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査等の結果を踏まえ、設置について検討していきます。	△
6	No.1-2 練馬こどもカフェの創設	税金の無駄遣い。即刻止めるべき。すでにカフェには親子で行って交流の場にもなっているし、子どもが学び遊ぶ機会も区がわざわざ斡旋しなくとも大抵の家庭では自ら選択し、行くことができる。このようなことに予算を立てるべきではない。	練馬こどもカフェは、新たな施設を整備せずに、民間カフェに、カフェ店内の一部スペースを無償で提供していただき、子どもが学び・遊ぶ機会の提供や、子育て相談等を実施する事業です。地域の子育て施設とつながりが無い方に対し、地域の保育士や幼稚園教諭等が支援を行うことで、家庭で子育てをする保護者への子育て支援サービスの選択肢を広げていきます。	※
7	No.1-3 保育所の拡充	待機児童解消に正面から応える区の計画が必要。①私立保育所の誘致、②改築に合わせ定員の拡充、では解消できない。区の問題で解消するために公立直営の認可保育所をつくと明記すべき。	認可保育所の整備に限らず、練馬こども園の充実など、多様な方法で保育サービスを拡充し、待機児童の解消を図ります。このため、公立保育園を増やす考えはありません。	※
8	No.1-3 保育所の拡充	多様化と謳っていながら、区内で最も多い私立認可保育所をさらに増やすのはおかしい。何か私立認可保育所でトラブルがあった時に最終的に子ども達を引き受けるのは区立直営保育園ではないか。民間委託せず、区立直営保育園を増やすべき。	区では、民間の力を活かし、サービスの拡充を進めるため、委託を進めていきます。区立保育園を増やす考えはありません。 なお、認可保育所の整備に限らず、練馬こども園の充実など、多様な方法で保育サービスを拡充し、待機児童の解消を図ります。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
9	No.1-3 保育所の拡充	保育所の拡充について、ニーズ調査の結果に基づき検討するとあるが、これまで待機児童が解消されなかったのは調査結果と実態にずれがあったからではないか。これまでの傾向や、過去の計画で達成できなかったことを検討して、次期計画を立ててほしい。	平成25年度の待機児童数578人が平成30年度に79人へと大きく減少したのは、ニーズ調査に基づき計画を策定し、取り組んできた結果です。各子育て家庭の意向を把握しながら、地域ごと、年齢ごとの需要を細かく見定め、次期計画を策定していきます。	△
10	No.1-3 保育所の拡充	人口が減少する中、保育所をいつまで作り続けるのか問題意識を持っている。作り続けるのではなく、育休延長を推進する企業に支援するなど「待機させない」ための対策をしてほしい。育休延長を推進する企業の支援により、第二子以降の出産を希望する人が増え、人口減少の対策にもなる。	平成31年4月現在、約3.6万人の就学前児童人口に対し、保育定数は1.8万人を超えた状況です。就学前児童人口や保育需要の推計を行い、保育所整備計画のあり方も含め、長期的な視点に立った教育・保育サービスの検討を行います。 子育てを社会全体で支えるため、保育行政だけでなく、労働政策も含め、根本的な取組を国等に求めています。	△
11	No.1-4 安心して保育サービスを利用できる仕組みづくり	昨年10月の保育施設での乳児の死亡事故からの教訓は、保育の質を行政として保障すること。区として区内の全保育施設の安全点検の徹底、環境整備の促進、保育士の労働条件の向上の年次計画をたてるべき。	主に園長経験者で構成する巡回支援指導チームが、私立認可保育施設などの巡回指導を実施し、保育の状況を把握することにより重大事故の防止に取り組んでいます。認可外保育施設に対しても、東京都と連携しながら巡回指導を実施し、安全確保に取り組んでいます。 保育士の労働条件については、国や都の補助金を活用し、保育サービスの質の向上を図ることを目的としたキャリアアップ補助や、宿舍借上げ支援事業を実施するなど、引き続き処遇改善に取り組んでいます。	□
12	No.1-4 安心して保育サービスを利用できる仕組みづくり	「安心して保育サービスを利用できる仕組みづくり」＝「見える化」ではない。それよりも、区として保育の質の価値基準を作るべき。保育の質のガイドラインや子どもの権利条例などを実現すべき。	区では、保育施設の運営状況を評価し、利用者に見える化することが、安心して保育サービスを利用できる状況につながると考えています。 また、保育の質を確保するため、主に園長経験者で構成する巡回支援指導チームが私立認可施設などの巡回指導を定期的実施しており、保育の質のガイドラインや子どもの権利条例などを作る予定はありません。	※
13	No.1-5 多様な保育サービスの充実	延長保育事業は、なぜ公立の委託保育園で実施して、公立の直営保育園では実施しないのか。差別ではないか。公立直営保育園でも公立委託保育園と同じように延長保育を即刻実施すべき。	現在、区立直営園においても、10園で延長保育を実施しています。今後も保育園の民間委託を活用しながら、延長保育実施園や延長時間の拡大を計画的に進めていきます。	□
14	No.1-6 「練馬子ども園」の充実	(仮称)練馬子ども園低年齢型を実施したいと考えている園は多いと思うが、職員の確保が困難。区として職員確保の協力をして欲しい。	区が主催する保育士の就職相談会に練馬子ども園も参加していただいています。参加した園において、職員採用に至ったとの実績も伺っています。 今後も、人材確保について協力していきます。	□
15	No.1-6 「練馬子ども園」の充実	練馬子ども園化で11時間保育を実施するのは良いが、保育の質はどのように担保されるのか。ある練馬子ども園では、預かり保育の時間中、ずっとテレビアニメを観させていると聞いている。預かり保育の経験のない園に区としてどのようなフォローをするかがむしろ問題である。	練馬子ども園では、私学の特性を踏まえつつ、保育所と、職員を相互に派遣する現場体験型研修や区立保育園看護師・栄養士による園児等向け研修を行うなど、保育所との交流を通じ、教育・保育の質の向上に資する取組を行っています。今後も区は、練馬子ども園の更なる質の向上を支援していきます。	□

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
16	No.1-6 「練馬こども園」の充実	幼稚園側で、保育として要求する保護者の要求に応えられないという声がある。安易な「練馬こども園」の計画はやめるべき。	練馬こども園は、3歳からは預かり保育のある幼稚園に通わせたいという保護者のニーズに応え、区独自の幼保一元化施設として創設しました。幼児教育・保育の無償化による影響調査においても、3歳児以降の預け先として、練馬こども園に対する高い利用希望が伺えました。保護者の就労形態や多様化する保護者のニーズに応えるため、幼稚園の協力を得ながら、練馬こども園のさらなる拡充を推進していきます。	※
17	No.1-6 「練馬こども園」の充実	「将来的には保育園についても認定し、練馬区ならではの幼保一元化を目指す」の一文は削除すべき。	練馬区ならではの幼保一元化は、保護者の就労形態や多様化する保護者のニーズを踏まえたもので、必要な取組と考えています。	※
18	No.1-7 教育・保育サービスのあり方の検討	「将来は確実に、区の児童人口は減少する」というのは非科学的な議論。行政の施策したいで、出生率が上がった自治体もある。検討し直すべき。	人口推計は、特に出生数は様々な要因で増減することがあるため、注視する必要があります。長期的な視点に立った教育・保育サービスの検討にあたり、人口推計の精度を高めるよう努めます。	—
19	No.1-7 教育・保育サービスのあり方の検討	保育はサービスではなく福祉である。福祉として考えれば、公立の直営保育園を増やし、市場とは別に考え持続可能な保育とすべき。質の高い保育園を増やせば、生産年齢人口が増加し、女性の就業率が上がり、最終的には財政的な余裕も生まれるという研究結果もある。	子どもの心身の健やかな育成のためには、多様な教育・保育サービスを選択できる環境づくりや、持続可能なサービスの提供が不可欠です。一方で、子ども・子育てに関連する経費は、この10年間で倍増し、区予算全体の約3割を占めています。これからの教育・保育サービスはどうあるべきか、長期的な視点に立って検討します。	※
20	戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現	大人の都合にあわせた施策ばかりが進むが、子どもと家族の幸せが地域をつくるという理念を持って施策を進めてほしい。	子育ては誰が担うべきか、様々な考え方や価値観が存在しますが、最も尊重されるべきことは、それぞれの家庭の思いです。家庭で子育てがしたい、子どもを預けて働きたいなど、多様化する子育てサービスのニーズに応える施策を展開していきます。	△
<b>戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実</b>				
21	No.2-1 (仮称)母子健康電子システムの構築	母子健康電子システムの構築について、電子化によって、転居した場合でも自治体間で健診や予防接種の未受診など虐待の早期発見につながるような情報を共有できるようにすると安心である。	現在、国ではマイナンバー制度を活用し、乳幼児健診等の母子保健情報を転居時に自治体間で引き継ぐ仕組みやマイナポータルで健診情報等を閲覧できる仕組みの検討を進めています。国の仕組みへの対応に加えて、区として、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを実現するシステムの構築を目指しています。	○
22	No.2-1 (仮称)母子健康電子システムの構築	母子健康電子システムの構築について、予防接種を接種していない場合は、接種するよう勧奨する機能を含めてほしい。	スマートフォンで乳幼児健診情報や予防接種情報の閲覧、勧奨ができる仕組みも検討していきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
23	No.2-2 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充	公園や戸外で活動する「野外子育てひろば」の設置を提案する。孤立しがちな親子を地域で見守ることができる。子育てひろばの補助金制度を保育所の補助金制度に近づけていただきたい。	これまで、外遊び事業の一環として乳幼児親子向けの「おひさまぴよぴよ」を実施する事業者に対して区が補助を行って参りました。令和元年度からは、相談事業等を区が主体的に行うため、事業者に委託して「おひさまぴよぴよ」に相談員を配置し、外遊び型子育てのひろばを運営しています。	○
24	No.2-4 新しい児童相談体制の構築	練馬区報での児童相談所は必要ないというキャンペーンは異様。総合的に子どもの命と心を救う施設としての児童相談所の存在は、誰も否定できない。体制の構築の中に児童相談所を位置付けるべき。	区に児童相談所を設置しても児童虐待防止の根本的な問題の解決にはなりません。親子分離等が必要な重篤なケースは、施設入所など広域的な対応、児童福祉司、児童心理司、医師等による専門的な対応が必要です。都児童相談所の専門的・広域的な機能の充実と区子ども家庭支援センターとのさらなる連携の強化が最善の策です。区の地域単位のきめの細やかな支援と都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせた、新しい児童相談体制を構築します。また、都・区の連携強化を図る検討会に練馬区も参加し、児童相談体制のあるべき姿について積極的に主張し提案していきます。	※
25	No.2-4 新しい児童相談体制の構築	なぜ23区で練馬区だけが児童相談所を設置しないか説明すべき。今、虐待で問題になっているのは一時保護の判断を迅速・適切に行えるかどうかであり、そのためには、区に児童相談所と一時保護所を作るべき。	区に児童相談所を設置しても児童虐待防止の根本的な問題の解決にはなりません。親子分離等が必要な重篤なケースは、施設入所など広域的な対応、児童福祉司、児童心理司、医師等による専門的な対応が必要です。都児童相談所の専門的・広域的な機能の充実と区子ども家庭支援センターとのさらなる連携の強化が最善の策です。区の地域単位のきめの細やかな支援と都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせた、新しい児童相談体制を構築します。また、都・区の連携強化を図る検討会に練馬区も参加し、児童相談体制のあるべき姿について積極的に主張し提案していきます。	※
<b>戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり</b>				
26	No.3-1 ねりっこクラブの全小学校での実施	大規模学童クラブやねりっこクラブでは、子どもたちのほっとできる空間、安心できる空間と固定した空間での専属の指導員の配置ができていない。ねりっこクラブではなく、区立直営の学童クラブの増設を計画に盛り込むべき。	ねりっこ学童クラブにおいては、練馬区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、放課後児童支援員を複数配置し、担任制により保育を行っています。ねりっこ学童クラブは放課後子供教室事業である「学校応援団ひろば事業」と一体的に運営する「ねりっこクラブ」として、すべての小学生に安全で充実した放課後や長期休業中の居場所の確保を目指しています。引き続き、ねりっこクラブを推進し、待機児童の解消を図っていきます。	※
27	No.3-1 ねりっこクラブの全小学校での実施	ねりっこクラブを設置するという方針は、待機児童対策と学童の質の確保と言う意味で、正しい方向性だが、実施計画が遅い。早急に設置を進めるべき。令和3年度などは、「7校開始」などと断定するのではなく「7校以上開始」とすべき。	ねりっこクラブの実施には、学校や地域の団体である学校応援団の協力が不可欠です。学校や学校応援団の協力を得ながら、早期の全校実施に向けて取り組んでいきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
28	No.3-1 ねりっこクラブの全小学校での実施	ねりっこクラブ設置校でも待機児童が発生している。そのような学校では速やかに、定員の拡大をすべき。	ねりっこクラブは、学校施設を活用し、学童クラブの定員を拡大するとともに、ひろば事業の通年実施を図っています。併せて、民間学童クラブの誘致等を進めることで、子どもたちの居場所を充実し、待機児童の解消に取り組んでいきます。	□
29	No.3-1 ねりっこクラブの全小学校での実施	練馬区は放課後子ども教室のような全児童対策を否定しているが、鍵っ子の危険などを考えると、その方向性には疑問がある。ひろば事業を、代替制度と考えるならば、冬場は午後4時半で終わらせるのは早すぎる。また、学校などの都合で休みになることも多く、対応に苦慮している。せめて17時まででは対応してほしい。	区は、すべての小学生に安全で充実した放課後や長期休業中の居場所を確保するため、放課後子供教室事業である「学校応援団ひろば事業」と「学童クラブ」を一体的に運営する「ねりっこクラブ」を推進しています。ひろば事業の実施日等については、地域の実情に見合った形を検討しながら、子どもたちが安全に過ごせる放課後を目指して取り組んでいきます。	△
30	No.3-1 ねりっこクラブの全小学校での実施	正しい待機児童数把握のためにも、高学年児童の応募を拒否すべきではない。入れないことがわかっても、応募自体を拒否することは、待機児童を少なく見せようとする卑怯な行為だとみられてもおかしくない。	区では、一部の学童クラブで高学年児童の応募も受け付けていますが、まずは学童クラブを希望する低学年の子どもがより多く入会できるようにすることを喫緊の課題として取り組んでいます。併せて大人の見守りの中で高学年の子どもたちが過ごすことができる放課後の居場所を充実させるため、ひろば事業と学童クラブを一体的に実施する「ねりっこクラブ」の推進、児童館等を活用した居場所の確保を図っています。	□
31	No.3-1 ねりっこクラブの全小学校での実施	ねりっこクラブは、大抵の時間は約90名の子ども達が一つの部屋で過ごし、過密状態である。いくら学校内の空き教室を利用して2つの支援単位といっても、現実の運用がほぼ90名を1支援単位であり、子ども達の人権侵害にあたる。空間を区切って、第1学童、第2学童として保育の質を担保すべき。	ねりっこ学童クラブにおいては、練馬区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、放課後児童支援員を複数配置し、担任制により保育を行っています。また、学童クラブの専用区画以外にも校庭や体育館などの校内のスペースを活用し、同じ小学校の子どもたち同士が日々遊びを通じて交流できるよう、工夫を図りながら運営しています。	※
32	No.3-1 ねりっこクラブの全小学校での実施	ねりっこクラブになり、児童数が増加した場合の対応について現場と行政が連携していかなければならない。	既にねりっこクラブになっている学校のノウハウ等を活かしつつ、区のコーディネーターも現場に入りながら円滑な事業運営に努めていきます。	□
33	No.3-2 夏休み居場所づくり事業の拡充	待機児童対策について、夏休み居場所づくり事業も、ねりっこクラブのない小学校の生命線である。11校だけで、本当に足りているのか。対応の進捗が遅い。	夏休み居場所づくり事業は、学童クラブの待機児童が多いことや、近隣に長期休業中の児童の居場所がない地域を優先し、順次拡大をしていく予定です。当事業を通じ、学童クラブの運営事業者と学校応援団との連携を深め、ねりっこクラブの早期実施に向け取り組んでいきます。	△
34	No.3-2 夏休み居場所づくり事業の拡充	実施校を何年も前から計画するのはおかしい。令和元年度からの入会基準の変更により待機児童が増えているようなところを最優先すべき。	ねりっこクラブの早期実施に取り組みなから、学童クラブの待機児童数や近隣の児童館、地区区民館における子どもたちの居場所を考慮しつつ、夏休みの居場所づくり事業を実施していきます。	△
35	No.3-3 民間学童保育の拡充	民間学童クラブの中には撤退を表明している施設もある。区の直営学童保育を基本にして、民間学童保育は補完的な存在として位置付けるべき。	民間学童保育の拡充は、多様な区民ニーズに応えるとともに、「ねりっこクラブ」の担い手の育成も目的としていることから、主要な施策のひとつと考えます。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
36	No.3-3 民間学童保育の拡充	民間学童保育の拡充をするのは良いが、公立の学童に落ちて民間学童保育に行く利用者も多いはず。それなのに、公立学童の2～3倍の利用料金にプラスして登録料などを払わせるのはおかしい。民間学童保育にも公立の学童と同じ利用料金で通えるようにすべき。	民間学童保育施設は、駅前での開設や長時間の預かり、多様な遊具を備えた広い遊び場など、多様なニーズに対応する民間事業者運営ならではの付加価値もあるため、施設による一定程度の料金幅は妥当なものと考えます。	※
37	No.3-3 民間学童保育の拡充	民間学童保育の拡充に当たり、ひとり親家庭からのニーズも高いことを踏まえて、高額でない保育料を設定し、事業者ではなく区民を支援する事業とするべき。	民間学童保育には、保育料を極力低廉な額とするため、運営費に対して補助金を支出しています。交付金額は運営経費から保育料収入を差し引いた額に対し、基準の範囲内で決定しています。	□
38	No.3-4 キッズ安心メールの利用拡大	キッズ安心メールを学校や図書館等の公共施設でも利用できるようにしてほしい。	平成30年度から区内全ての児童館と地区区民館でも利用できるよう利用範囲を拡大しています。今後は、学校応援団ひろば室へも設置し、さらに利用範囲を拡大していきます。	△
<b>戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成</b>				
39	No.4-9 教員の働き方改革	教育の質の向上に一番必要なことは、先生の配置。過労状態では質の良い教育はできない。先生がゆとりをもって働けるように、教員の配置を促進すべき。	教員の配置定数は東京都が定めており、練馬区による配置促進は困難です。現在は、国や都の事業を活用し、副校長業務や教員業務を補佐する人材を必要に応じて配置・増員し、負担軽減を図っています。また、配慮を要する児童生徒の学校生活の支援に従事する区独自の人材を配置するなどの人的支援を行っています。 練馬区教育委員会は平成31年3月に「練馬区立学校における教員の働き方改革推進プラン」を策定しました。今後もこのプランに沿って、学校休務日の設定や出退勤管理システムの導入を検討するなど様々な支援策により教員の業務を軽減する働き方改革を推進して子どもと向き合う時間を創出し、学校教育の向上を図っていきます。	□
40	No.4-9 教員の働き方改革	教員の働き方改革について、「部活のあり方」と「徴収金管理」の2つしかない。先生の絶対数が足りないという重大な問題に対する計画が必要。		□
<b>戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立</b>				
41	No.5-1 地域包括支援センターの移転・増設	区民の長寿と健康を保障するために、区直営の地域包括ケアシステムを復活する予算を計上すべき。	地域包括ケアシステムは、区が中心となって区民や地域団体、医療機関、介護事業者等と連携・協力して進めています。 地域包括ケアシステムの中核を担っているのは地域包括支援センターです。現在、4か所の総合福祉事務所の高齢者支援係が、練馬・光が丘・石神井・大泉の圏域内にある各センターの調整や指導・助言を直接行っています。虐待などの権利擁護業務や困難事例には、総合福祉事務所と各センターが一体となって対応しています。今後も、全ての地域包括支援センターは委託により運営していきます。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>戦略計画6 元気高齢者の活躍と介護予防の推進</b>				
42	No.6-1 高齢者の就業機会を拡大「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」の実施	「シニア職場体験事業」について。賃金をいただくということは、プロ意識が必要。経験していない職種に就労する場合は、きちんと指導していただきたい。	働く意欲のある高齢者の就業機会の拡大のため、高齢者向けに様々な業種・職種への理解を深めるセミナーを開催するとともに、就労前に職場の見学や体験の機会を設け、高齢者と企業の相互理解を促進します。	○
43	No.6-2 高齢者の活動を後押し「はつらつシニア応援プロジェクト」の実施	「はつらつシニア活躍応援塾」について。高齢者はいろいろな趣味や特技をお持ちなので、実施されると嬉しい。子供から高齢者までいろいろな年代の方が参加できると良い。	「はつらつシニア活躍応援塾」では、高齢者がこれまでに身に付けた知識や技術を効果的に教える手法を学べる講座を開催します。講座を修了した方には、児童館などの子ども施設や敬老館・はつらつセンターなどの高齢者施設で実施する事業の講師を務めていただくなど、地域で活躍できる場を設けていきます。	○
<b>戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備</b>				
44	No.7-2 医療的ケアに対応したショートステイの整備	「医療的ケアに対応したショートステイの整備」について、24時間のケアを必要とする障害者の家族だけを対象とするように読める。24時間のケアは必要ではないが、医療的ケア対応の病棟を選択せざるを得ない障害者もいる。支援の手から漏れることが無いよう、医療的ケアを必要とする全ての障害者が利用できるようにしてほしい。	医療的ケアに対応したショートステイの整備については、24時間のケアが必要な方に限らず受入れができるように取組を検討します。については「24時間の」の文言を削除します。	◎
45	No.7-2 医療的ケアに対応したショートステイの整備	医療的ケアに対応したショートステイの整備をとりあげいただき、感謝する。地域の病院等でショートステイが可能になり、介護者の休養の機会が増えればその後の子育てを健全に行うことができる。今後プランが着実に実行されることを願う。	計画の実現に向けて、着実に取り組んでいきます。	○
46	No.7-2 医療的ケアに対応したショートステイの整備	素案の中に、医療的ケアのある子どもたちを対象とした項目を入れていただき感謝する。「医療的ケアに対応したショートステイの整備」は、ぜひ実現してもらいたい。		○
47	No.7-3 日中活動の場・福祉園の整備	日中活動の場・福祉園の整備をお願いしたい。 現在、医療的ケアが必要な障害者が通所できる福祉園は3か所あるが、まだ不足している。福祉園には3日しか通所できないが、もっと少なくなるのではないかと不安である。最低でも3日は通えるようにしてほしい。	令和4年度を目途に旧高野台運動場用地を活用し、生活介護施設を整備します。日中活動施設については、今後も障害者のニーズを踏まえながら民間事業者と協力して整備を進めます。あわせて、今後、重度障害者の利用が増えていくことを見据え、重度障害者が通所する施設の定員の見直しを検討します。	◎
<b>戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援</b>				
48	No.8-1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実	ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実が素晴らしい。弁護士による法律相談では、離婚が成立していない相談者からの相談も受けると良い。	令和元年度から開始した弁護士による法律相談は離婚前の相談についても応じていきます。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>戦略計画9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備</b>				
49	No.9-2 練馬光が丘病院の移転・改築	重度の知的障害を持っている家族について、手術を必要とする場合の受け入れ病院に不安がある。是非、練馬光が丘病院で受け入れていただきたい。建て替え計画を機に光が丘病院がすべての区民に開かれたものになるよう、病院の基本理念や姿勢を区として確認してほしい。	練馬光が丘病院改築基本構想に基づき、より良い医療サービスを提供できるよう運営主体と協議していきます。	—
50	No.9-2 練馬光が丘病院の移転・改築	練馬光が丘病院の建て替え後の待合室は広い空間になると思うが、障がいの特性においては待つことの苦手な人もいる。その対応策として、病院内で連絡がつくポケットベル等を活用してほしい。	運営主体に対し、ご要望をお伝えします。	—
51	戦略計画9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備	化学物質過敏症が周知、理解されていないので病院で治療を受けることが難しい。差別なく医療を受けることができるようにしてほしい。	化学物質過敏症の方が安心して医療が受けられるよう、機会を捉えて医療機関に対し働きかけをしていきます。	—
52	戦略計画9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備	乳幼児期に障害名が判る子供たちは、小児科に長い間通院する。成人して入院を伴う病気をした場合は内科病棟になるため、診療科を超えた医師の連携を望む。	障害者やその家族の方が安心して医療が受けられるよう、機会を捉えて医療機関に対し働きかけをしていきます。	—
53	戦略計画9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備	障害児者の入院の際に、大部屋で過ごせなかった場合に移れる部屋があると安心。同じような境遇で、お互いに気を使わないで済む相手なら個室とは限らない。	障害者やその家族の方が安心して医療が受けられるよう、機会を捉えて医療機関に対し働きかけをしていきます。	—
<b>戦略計画10 みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現</b>				
54	No.10-2 子どもの頃からの健康教育	化学物質過敏症、シックスクール等の周知を行うことで将来的な医療費削減に繋げるべき。	保健相談所では健康に関する様々な周知啓発や相談業務を行っています。化学物質過敏症などについても参考資料を配置し、周知啓発を行っています。	□
55	戦略計画10 みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現	いくら自ら体調を整える健康づくりをしても大気汚染のため、健康にならない香害を生活環境を汚染する公害問題と捉え周知、改善してほしい。	保健相談所では健康に関する様々な周知啓発や相談業務を行っています。香害などの化学物質過敏症についても参考資料を配置し、周知啓発を行っています。	□
<b>戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」</b>				
56	戦略計画11 攻めの防災	戦略計画11の計画名が『地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」』となっているが、何をもち「攻めの防災」であるのか分からない。	攻めの防災は、地域ごとに異なる災害リスクに応じた徹底的な災害予防対策です。災害時に区民一人ひとりが、即時に行動をとれるよう、地域ごとの災害リスク等をまとめた地域別防災マップの作成やリスクに即した訓練の実施など、攻めの防災を推進します。	—

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
<b>戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備</b>				
57	No.12-1 都市計画道路の整備 (区施行)	都市計画道路補助132号線(Ⅲ期区間)の建設に際し、庭園及び門塀等の保全について要望を行ったが、満足な対応がなされなかった。今後どのような対応を行うのか。	ご要望の内容については、個人資産の情報にかかわる事項であることから、回答できません。	※
58	No.12-1 都市計画道路の整備 (区施行)	補助第135号線等の予定地におけるふるさと憩いの森等樹林の保全措置についてどう対処するのか、明らかにしてほしい。	所有者の協力を得ながら都市計画道路事業を踏まえた屋敷林の保全のあり方について、検討します。	△
59	No.12-1 都市計画道路の整備 (区施行)	補助135号線、232号線に関し、大泉二中問題は、まだ有識者委員会の検討段階で、提言も出ていない。一旦立ち止まり、今期のまちづくり議論は延期すべきである。	大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備については、都市計画や教育など各分野の有識者による有識者委員会から示された提言をもとに取組方針を定めていきます。 あわせて、地域課題の抜本的な解決を図るため、まちづくりの検討は必要不可欠と認識しています。	※
60	No.12-1 都市計画道路の整備 (区施行)	補助232号線は、石神井駅南の人々の交流の妨げになり、街を壊す見本のような存在。環境問題を引き起こす元凶。計画自体を取り下げるべき。	補助232号線については補助線街路であり、居住地区内の通過交通を排除し、良好な住環境を保全することが役割の道路です。また、第四次事業化計画において優先的に整備する路線として選定され、都市計画道路整備の必要性が確認されています。 このことから、平成15年に策定した「石神井公園駅周辺地区 まちづくり全体構想」に基づいて、富士街道(区街7号を含む)、補助132・232号線の道路ネットワークを整備し、交通結節点である石神井公園駅へ多方面からアクセスできる、歩車道分離のされた安全な道路整備を進めていきます。	※
61	No.12-2 外環道および外環の2沿道地区のまちづくりと外環の2の整備促進	外環本道の延伸工事に伴う「八の釜憩いの森の保全措置方針」の実現について、練馬区としてどのような対応を行うかまったく明らかになっておらず、具体的な対応方針を明らかにすべき。	大泉ジャンクション周辺における上部利用については、国が定めた八の釜憩いの森保全措置方針に基づき、湧き水やみどりの保全、人と自然との触れ合いの場の整備などを行うよう、事業者との調整を進めています。	□
62	No.12-5 西武新宿線の立体化	駅ビルに、ショッピング施設やレストラン街を導入。映画館を是非誘致してほしい。	西武新宿線の立体化に合わせて、駅周辺のまちづくりを進めています。具体的な検討にあたっては、地域の皆様のご意見を伺いながら、事業者と調整を行います。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
63	No.12-5 西武新宿線の立体化	立体交差化の「素案」を拝見し、「高架案」が有力とのことで非常に驚いている。駅舎、線路、上石神井西武車庫の地下化を強く望む。駅前広場に植栽し、線路跡地を「みどりの風」吹く遊歩道やサイクリングロードにし、長い間、分断されていた南北の町を自由に行き交うことができるように「素案」の変更を強く望む。大災害時の帰宅通路にもなる。	西武新宿線の連続立体交差化に合わせた駅周辺のまちづくりについては、地域の皆様のご意見を伺いながらまちづくり計画を策定し進めていきます。 また、立体化の構造形式の選定にあたっては、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費や事業期間などの事業的条件から総合的に判断します。西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間は、これら3つの条件をもとに、事業主体である東京都が検討を行い、地下方式では道路が1か所通行できなくなることで、事業費が高架方式に比べて4割以上高くなることなどから、高架方式を選定しました。	※
64	No.12-5 西武新宿線の立体化	「地下化」で、騒音のない町にしてほしい。現在でも、線路際の住宅では、電車が通る度に会話を中止しなくてはならない。	立体化の構造形式の選定にあたっては、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費や事業期間などの事業的条件から総合的に判断します。西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間は、これら3つの条件をもとに、事業主体である東京都が検討を行い、地下方式では道路が1か所通行できなくなることで、事業費が高架方式に比べて4割以上高くなることなどから、高架方式を選定しました。 また、騒音や振動については、東京都環境影響評価条例に基づき、高架方式による連続立体交差事業の実施が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価する環境影響評価を行い、その結果を踏まえ適切に事業を実施していきます。なお、西武池袋線の高架化では、工事後の実測値が工事前に比べて下回る結果となっています。	※
65	No.12-5 西武新宿線の立体化	「高架」を強行し、北側の側道建設で、立ち退きを強制しないでほしい。南側でも太陽の恵みが阻害され、騒音に悩まされる。	立体化の構造形式の選定にあたっては、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費や事業期間などの事業的条件から総合的に判断します。西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間は、これら3つの条件をもとに、事業主体である東京都が検討を行い、地下方式では道路が1か所通行できなくなることで、事業費が高架方式に比べて4割以上高くなることなどから、高架方式を選定しました。 また側道については、沿線の良好な住環境を保全するとともに、駅へのアクセス向上や防災性の向上などを図るためにも整備することが必要であると考えています。 今後も地域の皆様に事業内容の説明を行い、ご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
66	No.12-5 西武新宿線の立体化	外環道や他の鉄道会社を実施した例を充分参考にして、「地下化」でも立ち退きを強制しない深度を採用してほしい。	立体化の構造形式の選定にあたっては、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費や事業期間などの事業的条件から総合的に判断します。西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間は、これら3つの条件をもとに、事業主体ある東京都が検討を行い、地下方式では道路が1か所通行できなくなることで、事業費が高架方式に比べて4割以上高くなることなどから、高架方式を選定しました。	※
67	No.12-5 西武新宿線の立体化	新宿線の立体交差化には賛成するが、コスト面、立ち退き問題の面等から、高架方式ではなく地中化すべきである。	立体化の構造形式の選定にあたっては、鉄道周辺の地形などの地形的条件、除却する踏切の数などの計画的条件、事業費や事業期間などの事業的条件から総合的に判断します。西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間は、これら3つの条件をもとに、事業主体である東京都が検討を行い、地下方式では道路が1か所通行できなくなることで、事業費が高架方式に比べて4割以上高くなることなどから、高架方式を選定しました。	※
68	No.12-5 西武新宿線の立体化	隣接する中野区、杉並区、また、関係する西東京市との連携を密にして知恵を出し合ってください。	西武新宿線の井荻駅から西武柳沢駅間の鉄道立体化については、これまでも東京都や沿線区市、西武鉄道と協議を進めており、本年2月には共催で都市計画素案説明会を行い、都市計画決定に向けた手続きを開始しました。 引き続き東京都や沿線区市と連携し、立体化の早期着手に向けて取り組んでいきます。	○
69	No.12-5 西武新宿線の立体化	西武新宿線(井荻駅～東伏見駅付近)連続立体交差化においては、緑地や居住地に対する影響を十分考慮すべき。再開発によってスペースが生じるのであれば、公園化など緑地の拡大・生活圏の改善に資する計画を策定すべき。	西武新宿線の立体化に合わせて、駅周辺のまちづくりを進めています。計画の策定にあたっては、地域の皆様のご意見を伺いながら、商業の集積、住環境の確保、みどりの保全などを考慮していきます。また、再開発事業を実施する際には、公園や緑地の配置についても、権利者と十分話し合いながら、計画を策定していきます。	△
70	No.12-7 みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進	鉄道・幹線道路の整備に代えて、より機動的なみどりバスのような交通手段を整備する方法も検討されるべき。	区の公共交通体系は、東西方向の交通軸としての「鉄道」と南北方向の交通軸等として「バス交通」を基本に形成されています。区内には、バスが安全に運行できる道路が十分に整備されておらず、そのためにも都市計画道路等の幹線道路の整備は不可欠です。鉄道や幹線道路の整備と合わせて、区内公共交通のさらなる充実に向け、取り組んでいきます。	△
71	戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	鉄道の立体化について。渋滞緩和に向けて、西武池袋線の江古田と桜台間の線路を対応してほしい。	西武池袋線の江古田駅から桜台駅間については、東京都の「踏切対策基本方針」において、「鉄道立体化の検討対象区間」に位置付けられています。 区では、現在、西武新宿線の立体化の実現に向けて東京都との協議を進めており、その進捗状況を見極めながら、当該区間の立体化についても東京都に働きかけていきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
72	戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	生態的な有機性を持って構成された緑地がいったん失われたら、その再生は容易ではないため、そういった観点から「東京における都市計画道路の整備方針(「第四次事業化計画」)」も見直されるべき。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画において、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。 街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備していきます。	※
73	戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	23区では稀な鉄道空白地域というが、鉄道がどのような密度で建設されるべきかの客観的指標を用いて議論するべき。	区では、鉄道駅から1km以上離れた地域を鉄道空白地域と定義しており、区北西部に広く存在しています。 大江戸線の延伸は、区内のこうした地域を大きく改善するとともに、首都圏の鉄道ネットワークの強化・充実、延伸地域から都心部へのアクセス性向上に資する重要なプロジェクトであり、区は実現に向けて取り組みを進めています。	□
<b>戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり</b>				
74	No.13-5 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	南口西地区市街地再開発事業について。1次プランの時よりも具体的かつ前向きな姿勢を打ち出したことを高く評価する。駅前木密地域を無くしかつ歩車分離を徹底して、真のバリアフリー環境を構築するために行政としても着実に歩を進めていただきたい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 現在、市街地再開発事業の施行を想定して、安全・安心な歩行環境や、商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備を検討しています。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
75	No.13-5 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	計画を見て、ほっとしていると同時に、長年待ちに待った事がいよいよ進み、うれしく思う。後世に残せる街になると思う。		○
76	No.13-5 石神井公園駅周辺地区のまちづくり	南口西地区市街地再開発事業について。この手のコメントの集計として単に賛成が多いとか反対が多いといった表面的な捉え方はしてほしくない。行政が行う会見や資料でも自身の主張の他に、間違った主張を論破する表現を盛り込んでいただきたい。	まちづくりの具体化には、地域の皆様のご理解やご協力が不可欠です。今後も、説明会などを通じて正確な情報をお示しし、ご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
77 78 79	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	現在の南口駅前には、狭い道路にバスが行き来し、大変危険な状況にある。再開発を行い、建物を共同化することで安全で快適な歩行空間を確保することができる。今回の年次取組計画に沿って一日も早く再開発事業を実現させ安全なまちとなるようお願いする。 (ほか同意見2件)	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 現在、市街地再開発事業の施行を想定して、安全・安心な歩行環境や、商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備を検討しています。 また、市街地再開発事業の進捗に合わせて、補助232号線の整備を進めることにより、商店街や住宅街への通過車両の進入を抑制し、歩行者の安全性と、買い物客が安心して買物ができる駅周辺のまちの実現を目指しています。 今後は、地域の皆様にご意見を伺いながら、お示した年度別取組計画を用途に、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
80	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	道路の整備、街の再開発に伴う街並みの構築、インフラの再整備など多額の予算を投入し、良い街づくりを行う計画を知り希望が持てた。		○
81	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	駅周辺地区のまちづくりに必要なのは、道路の整備と駅前に則した土地利用である。示された3か年計画は賛成できる内容となっている。この取組計画を進めてほしい。		○
82	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	駅南口西地区の当事者、駅周辺の居住者等、未来の石神井のため、この計画に沿って、一日も早い再開発事業を進めてほしい。		○
83	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	アクションプランにある再開発や道路整備をほぼ同時に進める計画は、街に希望が持てる。3か年の計画に賛同する。未来の石神井公園の街に期待する。		○
84	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	自社が補助232号線の道路計画線にかかっており不安であったが、今回アクションプランに都市再開発計画により周辺の土地と共同化する事で、道路整備と生活再建を両立させるプランが具体的に示された。早期に実現させるべく、強力で進めてほしい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業は、安全な歩道整備や商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待できるとともに、道路用地を買収する街路事業と異なり、権利変換により土地などの権利者が計画地内で生活再建することが可能となる、当該地のまちづくりに適した事業です。 今後も、地域の皆様にご意見を伺いながら、お示した年度別取組計画を用途に事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
85	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	再開発事業は、道路整備に協力する立場の者にとって生活再建の道筋が見通せる事業。今回、再開発事業の目標スケジュールが示されたので、遅延なくしっかりと推進してほしい。		○

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
86 87 88	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	南口西地区市街地再開発事業について。今回のプランの素案で、ようやく令和2年度の都市計画決定、令和3年度の事業認可という目標スケジュールが明示され、先行き不透明なもやもや感が薄れた。目標スケジュールに沿って事業が進展し、一日も早く将来生活が確立できるよう、区の支援を願う。 (ほか同意見2件)	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 今後は、地域の皆様にご意見を伺いながら、お示した年度別取組計画を目標に、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
89	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	補助232号線の計画があり、建物の再建を考えているが、再開発事業の状況が明らかにならない中で、今回のプランを知り、安堵している。地元地権者として期待している。		○
90	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	再開発の検討エリアは、道路が都市計画決定されている影響で、建物の更新が遅れている。新アクションプラン通りに一日も早く再開発事業を進めてほしい。		○
91	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	前回のアクションプランと比べ、進捗目標が明確にされ、ありがたく思う。大多数の権利者は再開発に賛成している。再開発事業の推進に区のさらなる支援を願う。		○
92	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	駅前から公園にかけての道路に歩道が確保されておらず、危ないと感じている。再開発によって広い歩道が配置され、街並みが整う。早く計画を完成させてほしい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 現在、市街地再開発事業の施行を想定して、安全・安心な歩行環境や、商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備を検討しています。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
93	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	補助232号線について。令和元年度には測量、令和3年度には事業認可という展開の早さに驚いている。なぜ大型道路を作り、車を呼び込むのか。この計画に地域住民は賛成し、合意しているのか。新設232号線は必要ない。再考を願う。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画において、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。補助232号線については、第四次事業化計画において優先的に整備する路線として選定されています。富士街道(区街7号を含む)、補助132・232号線の道路ネットワークを整備することで、交通結節点である石神井公園駅へ多方面からアクセスできるようになります。 また、市街地再開発事業の進捗に合わせて、補助232号線の整備を進めることにより、商店街や住宅街への通過車両の進入を抑制し、歩行者の安全性と、買い物客が安心して買物ができる駅周辺のまちの実現を目指しています。 地域の皆様からは、早期事業化を望む声など、様々なご意見を頂いており、今後も、丁寧な合意形成を図りながら、早期整備に向けて取り組んでいきます。	※
94	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	南口西地区再開発事業は、いつのまにか前倒しで令和元年度は「都市計画素案作成」、令和2年度は「都市計画決定」、令和3年度には「事業認可」となっており、なぜこのように拙速な動きになったのか不可解で疑問がつのる。	南口西地区で検討している市街地再開発事業については、平成29年2月以降、事業計画の検討状況をお知らせし、ご意見を伺うための報告会を複数回開催しています。頂いたご意見の中には、都市計画道路による建築制限を受けている敷地があることから、事業スケジュールを早急に示すべきという意見が複数ありました。また、第2次ビジョン作成に際して寄せられた中にも、一日も早い事業化を求めるとご意見が数多くありました。 そのようなご意見を踏まえ、年度別取組計画では、目標とする事業スケジュールを明確にした上で、引き続き、皆様のご意見を伺っていくこととしました。今後も、丁寧な合意形成を図りながら、本事業の実施に向けて取り組んでいきます。	△
95	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	地域住民との合意形成がなされておらず、30年度に1度だけ区の報告会があったにすぎない。地域の人々の民意を無視した強引なやり方で納得がいかない。	南口西地区の市街地再開発事業については、地域の皆様へ事業内容をご説明する報告会を複数回開催し、ご意見を頂くとともに、その結果をまとめた「開催結果のお知らせ」を配布し、周知に努めてきました。その中で頂いたご意見を踏まえ、計画内容を変更しています。 今後も、説明会などを通じて地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
96	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	6年前にできた高さ制限35メートルの地区 条例はどうなったのか。いとも簡単に変えて 良いのか。超高層再開発ビルは将来の少 子高齢化時代に負の遺産を残すことにな る。拙速に年度別取組計画に取り込まない でほしい。	南口西地区の市街地再開発事業は、「土 地の高度利用の促進」や「商業施設の集 積」等を目標とする、当地区の地区計画の 趣旨に沿って、安全・安心な歩行環境や、商 業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性 を活かした施設の整備を検討しています。 今後も、説明会などを通じて地域の皆様 にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取 り組んでいきます。	※
97	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	この計画の一番の問題点は、16メートル幅 の補助232号道路と超高層ビルが、町を南 北に分断することである。人間関係・コミュニ ティが壊れてしまう。再開発事業計画を白紙 に戻し、はじめから丁寧に必要性や問題点 を見直すべき。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向 上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯 綜した状況の改善など、駅前にふさわしいま ちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業の実施、補助232号線 の整備により、安全・安心な歩行環境や、商 業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性 を活かした施設を整備します。あわせて、商 店街通りの整備を進め、まち全体の回遊性 を高め、安全・安心で賑わいのある快適なま ちづくりを目指しています。	※
98	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	今回提示されたプランは、大型道路に固 執し、道路にかかる地権者の擁護の名の下 に条例違反の高層建築物を一方的にとりき めている。デベロッパーファーストの再開発 事業には断固反対する。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向 上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯 綜した状況の改善など、駅前にふさわしいま ちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業の実施、補助232号線 の整備により、安全・安心な歩行環境や、商 業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性 を活かした施設を整備します。あわせて、商 店街通りの整備を進め、まち全体の回遊性 を高め、安全・安心で賑わいのある快適なま ちづくりを目指しています。 公共性の高い事業であり、区は事業主体 である再開発準備組合に対して、今後も適 切に事業が進められるよう助言や指導をし ていきます。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
99	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	補助232号線と26階建ての再開発ビルが認可されるが、大型道路が作られれば、大量の車両により安全、快適ではなくなる。大木を切り倒すことが「みどりあふれるまち」と言えるのか。住民の合意も得ていない。このような計画に反対する。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業は、個々の建物の共同化、不燃化により防災性を高め、みどり豊かで安全な歩行空間や、商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高める、当該地のまちづくりに適した事業です。 また、市街地再開発事業の進捗に合わせて、補助232号線の整備を進めることにより、商店街や住宅街への通過車両の進入を抑制し、歩行者の安全性と、買い物客が安心して買物ができる駅周辺のまちの実現を目指しています。 今後も、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	※
100	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	石神井大泉地区において、高層ビル群をこれ以上拡張すべきではない。高層ビルは、大地震が来て、停電すれば、エレベーターが使用できなくなる。	各駅の周辺地区では、駅至近の利便性を活かした、土地の有効利用が必要です。 建築物については、その規模に応じて、建築基準法に定められた、防火避難規定等に則り、安全に建設されます。	※
101	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	再開発の対象とする地域を拡大するなどして、現行の地区計画に沿った再開発計画を練りなおす勇気を持つべき。住民投票・住民アンケートをきちんと実施すべき。	現在の土地利用状況や、土地の有効利用を図るという観点から、本地区での再開発事業の実施については、現在の区域設定が最も適当であると考えています。また、本事業は、「土地の高度利用の促進」や「商業施設の集積」等を目標とする、当地区の地区計画の趣旨に沿ったものです。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
102	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	交通量予測を打ち出せないでいることは練馬区内各所で計測された交通量減少傾向、若者の自動車離れ(運転免許取得者の減少)から考えると補助232号線の建設はもはや必要ないことを示しているのではないかと。	都内の都市計画道路は、おおむね10年ごとに必要性の検証を行っており、平成28年3月に策定した第四次事業化計画において、将来の交通量推計の結果を含めた、15の検証項目により、未整備の都市計画道路を対象に路線ごとの必要性を確認しています。補助232号線については、第四次事業化計画において優先的に整備する路線として選定されています。富士街道(区街7号を含む)、補助132・232号線の道路ネットワークを整備することで、交通結節点である石神井公園駅へ多方面からアクセスできるようになります。 また、道路整備を進めることにより、商店街や住宅街への通過車両の進入を抑制し、歩行者の安全性と、買い物客が安心して買物ができる駅周辺のまちの実現を目指しています。	※
103	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	南口商店街道路の無電柱化に賛成する。新しい市民の求める商店街に再生する必要がある。住民と商店街と、それを支援する行政による丁寧な議論をしてほしい。	無電柱化事業の実施に当たっては、地域の皆様のご理解とご協力が不可欠であることから、現在、商店会の方々と無電柱化の勉強会を開催しています。今後も、地域の皆様のご意見を伺いながら、無電柱化に合わせた商店街通りの街並み整備計画案を作成していきます。 無電柱化に合わせた街並み整備を推進し、商店街における歩行者優先の安全で快適な歩行空間の確保と、まち全体の回遊性の向上を目指していきます。	○
104	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	市街地再開発事業の進め方について。当初から反対者をのけ者にして進めるような強引な開発は許されるものではない。	市街地再開発事業を予定している区域内の、権利をお持ちの皆様に対しては、等しく事業の意義や効果について、丁寧に説明をしています。事業実施へのご理解に至っていない方に対しては、とりわけ丁寧に説明をしています。また、地域の皆様へ事業内容をご説明する報告会を複数回開催し、ご意見を頂くとともに、その結果をまとめた「開催結果のお知らせ」を配布し、周知に努めてきました。その中で頂いたご意見を踏まえ、計画内容を変更しています。 今後も、関係権利者への説明や、説明会などを通じて、地域の皆様のご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	△

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
105	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	市街地再開発事業の計画は、石神井公園地区の景観を壊す。また、採算の面から違反建築をより押ししており、練馬区は「地区計画を変更する」として違反建築を後押ししている。見直しを求める。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 また、市街地再開発事業の実施、補助232号線の整備により、安全・安心な歩行環境や、商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設を整備します。あわせて、商店街通りの整備を進め、まち全体の回遊性を高め、安全・安心で賑わいのある快適なまちづくりを目指しています。 本事業は、「土地の高度利用の促進」や「商業施設の集積」等を目標とする、当地区の地区計画の趣旨に沿ったものであり、事業の具体化に際しては、必要な都市計画の決定や変更を行うこととしています。 今後も、説明会などを通じて地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	※
106	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	再開発事業と一緒に新しい道路とその沿道整備ができれば、駅前の活気が復活する。庁舎の機能も再開発ビル内に入り、人々が集う駅前街づくりができると思う。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業は、個々の建物の共同化、不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高めるなど、当該地のまちづくりに適した事業です。 現在検討している事業計画では、利用者の利便性の向上を図るため、石神井庁舎の機能の一部を、駅直近の再開発ビルに移転することとしています。 また、市街地再開発事業の進捗に合わせて、補助232号線の整備を進めることにより、商店街や住宅街への通過車両の進入を抑制し、歩行者の安全性と、買い物客が安心して買物ができる駅周辺のまちの実現を目指しています。 今後も、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
107	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	都市計画道路の整備と再開発を早期に実現し、はじめて石神井公園駅に降り立った人にインパクトを与え、この街に住みたいと思ってもらえるような街づくりをしてほしい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 共同化により生み出したオープンスペースを歩道と一体に整備することで、みどり溢れる潤いの空間を創出し、まちの魅力や機能をより一層高める、商業業務・公共公益施設などを整備する市街地再開発事業を検討しています。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
108	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	石神井公園駅南側は公園の玄関口にも関わらず、顔になるものがない。再開発が行われ、活気が戻り素敵な街に生まれ変わることを期待している。		○
109	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	私たち20代が老後になっても住みやすい町であるためにも、アクションプランの再開発事業を前向きに進めていただきたい。		○
110	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	石神井公園駅は急行停車駅にもかかわらず、駅南口は整備が遅れている。多くの人々が訪れたい街に変わるよう、新アクションプランに掲載されたスケジュールで再開発を進めてほしい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 共同化により生み出したオープンスペースを歩道と一体に整備することで、みどり溢れる潤いの空間を創出し、まちの魅力や機能をより一層高める商業業務・公共公益施設などを整備する市街地再開発事業を検討しています。 今後は、地域の皆様にご意見を伺いながら、お示した年度別取組計画を目標として、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
111 112	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	再開発により耐震性、耐火性に優れた建物になれば安心する。早期の事業進捗を願う。 (ほか同意見1件)	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 現在、個々の建物を共同化し、建物の耐震化・不燃化により、防災性を高める市街地再開発事業を検討しています。 今後、都市計画素案をお示しし、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
113	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	まちづくりが完成すれば、年少人口や生産年齢の増加に寄与でき、子育て世代にも受け入れられる街に生まれ変わる。示された3か年の計画のとおり進めていただきたい。	区民生活の中心である駅の周辺については、道路ネットワークを整備し、公共・商業サービス施設の充実を図ることで、多様な世代の方々が、安全で快適に利用できる環境を整備する必要があります。 石神井公園駅の周辺に関しても、市街地再開発事業の実施とともに、補助232号線の整備や、商店街通りの整備、石神井庁舎敷地の有効活用により、まちの魅力や機能をより一層高め、地域拠点にふさわしいまちの実現を図っていきます。 今後は、地域の皆様にご意見を伺いながら、お示した年度別取組計画を目標に、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
114 115	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	石神井公園駅南口は、バス通りとなっており、歩道もない狭い道路のため、いつも危険を感じている。新アクションプランに記載のスケジュール通り、早期に事業化を図っていただきたい。 (ほか同意見1件)	市街地再開発事業の進捗に合わせて、道路整備を進めることにより、商店街や住宅街への通過車両の進入を抑制し、歩行者の安全性と、買い物客が安心して買物ができる駅周辺のまちの実現を目指しています。 今後は、地域の皆様にご意見を伺いながら、お示した年度別取組計画を目的に、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
116	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	石神井のまちが良くなるためには、232号線2期を整備し、富士街道までつなげること、駅前の顔づくり、街の再活性化の起爆剤となりうる再開発事業は不可欠である。一日も早く計画を進めてほしい。	石神井公園駅南口駅前では、防災性の向上や、商業環境の活性化、車と歩行者が錯綜した状況の改善など、駅前にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。 市街地再開発事業は、個々の建物の共同化、不燃化により防災性を高め、安全な歩道整備や高度利用により商業業務・公共公益・住宅など、立地の利便性を活かした施設の整備が期待でき、まちの魅力や機能をより一層高めるなど、当該地のまちづくりに適した事業です。 また、市街地再開発事業の進捗に合わせて、補助232号線の整備を進めることにより、商店街や住宅街への通過車両の進入を抑制し、歩行者の安全性と、買い物客が安心して買物ができる駅周辺のまちの実現を目指しています。 今後も、地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
117	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	地元で買い物が済ませられる、暮らしやすい街づくりに期待している。第2次アクションプランを積極的に進めていただきたい。	市街地再開発事業の施設計画では、1～2階部分に商業施設が入る予定です。 また、現在、商店会の方々と無電柱化の勉強会を開催しています。今後は、地域の皆様のご意見を伺いながら、無電柱化に合わせた商店街通りの街並み整備計画案を作成し、特色ある商店街づくりを目指します。 今後は、地域の皆様にご意見を伺いながら、お示した年度別取組計画を目的に、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○
118	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	町づくりにおいては、生活の利便性を改善するために変えるべきもの、変えてはいけない次世代に伝えるべきものがある。今回の再開発事業は「変えるべきもの」であり、事業を早急に堅実に進めてほしい。	再開発準備組合では「駅と商店街の連続性を強化し、活気あふれる賑わいを創出」「既存の神社の再興を取り込み、地域の文化を継承するしつらえ」「石神井公園の豊かなみどりを思い起こすような、みどりあふれる外部空間づくり」の3つをコンセプトに、事業計画を検討しています。 今後も、石神井公園駅周辺に相応しい計画となるよう、再開発準備組合に対し指導・助言を行うとともに、説明会などを通じて地域の皆様にご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	○

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
119	No.13-5 石神井公園 駅周辺地区 のまちづくり	一つの流れで、道路の構築、商店街通りの整備(無電柱化)、西地区市街地再開発事業を同時並行的に推進することは、100年に一度のチャンスである。ダイナミックな3か年の取組みに大賛成である。	南口西地区の市街地再開発事業と合わせて、無電柱化などによる商店街通りの整備についても、地域の皆様のご意見を頂きながら、検討しています。 市街地再開発事業の実施、補助232号線や商店街通りの整備などにより、まち全体の回遊性を高め、安全・安心で賑わいのある快適なまちづくりを進めます。	○
120	No.13-8 まちづくり条 例の改正・ 運用	区と住民との間の手続きを経て制定された地区計画等の制度を、開発の都合で改悪することにならないよう求める。	地区計画は、住民の皆様のご意見を伺いながら策定するものです。 必要に応じて変更も行いますが、その際にも、関係法令に基づいて、住民の皆様のご意見を伺いながら進めていきます。	□
<b>戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ</b>				
121	No.14-1 みどりの拠 点づくりを進 める長期プ ロジェクト	大泉井頭公園および周辺一帯には、都市計画道路の計画など、自然環境に対する懸念材料が多く心配している。拙速な開発が及ばないよう、保全を計画の柱とすべき。	大泉井頭公園については、「水辺空間の創出」をテーマとして拡張・整備を検討します。	△
122	No.14-3 特色ある公 園等の整備	公園にバスケットボールのゴールやスラックライン(綱渡りを低く短くしたもの)を設置してほしい。シルバーの方に、そのような公園の監視をしてほしい。	遊具をはじめ公園に設置する施設は、安全に関する基準等を満たす必要があります。 新規公園の整備や既存公園の大規模改修時には、地域の皆様からのご要望を踏まえて検討します。 高齢者を含め地域住民の方による公園管理などについても、地域の皆様からご意見を伺いながら、検討していきます。	△
123	No.14-4 都市インフラ の整備にお けるみどりの 創出	交通インフラ整備をみどりのネットワークの基本構成要素とする考えは、取ってつけたような論理で、まったくみどりの本質から外れている。みどりのネットワークは水系や塊りとして存在するみどりを結んでこそネットワークといえる。	区内には、みどりの拠点となる公園や樹林地が点在しています。日常生活を支える基本的な都市インフラである都市計画道路を整備するにあたっては、街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かすことで、みどりの軸が生まれ、点在する公園や樹林地などがつながり、みどりのネットワークが形成されます。	※
124	No.14-7 みどりを育 むムーブメン トの輪を広 げる	緑化協力員制度を終了するのであれば、年度別計画に記載すべきである。みどりの総合計画の記載と矛盾するのではないか。	緑化協力員制度については、みどりの総合計画で示したとおり、見直しを行い、任期終了後の活用に向けた検討を進めます。	△
125	No.14-7 みどりを育 むムーブメン トの輪を広 げる	みどりの総合計画では、カブトムシの森事業を継続することとなっているが、実施しているのは緑化協力員であることから、制度が終了すると頓挫する。総合計画と相容れないのではないか。	カブトムシの森事業については、今後も担い手を確保していきます。緑化協力員の卒業生やパワーアップカレッジの卒業生が、自主的に活動できるよう、支援内容などについて検討していきます。	△
126	No.14-7 みどりを育 むムーブメン トの輪を広 げる	緑化協力員制度を終了するのであればカブトムシの森事業を年度別計画に記載する必要があります。	カブトムシの森事業を含む「子ども向け体験型学習の充実」は、平成27年度から平成29年度までの年度別計画で新規事業として記載しました。事業が開始され継続事業となったことから、今回の計画には記載していません。	※

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
127	No.14-7 みどりを育むムーブメントの輪を広げる	緑化の指標とするのは、区民の満足度という主観的な指標より、従来目安としてきた緑被率にすべき。みどりのネットワークの軸となる幹線道路の整備という思考法には、違和感を覚える。	みどりには、公園、畑、街路樹等と様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積(緑被率)だけを評価しているものではないことから、目標を見直しました。 都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものであり、それらの整備は、区の発展に必要不可欠です。 街路樹や植栽帯、沿道の樹林地等を活かして、みどり豊かな道路を整備することで点在する公園や緑地等がつながることから、みどりのネットワークの軸として位置づけています。	※
128	No.14-7 みどりを育むムーブメントの輪を広げる	憩いの森・街かどの森の要件を緩和できないか。	憩いの森等の制度は都市緑地法に基づく制度であり、面積要件が300㎡以上と定められていることから、緩和することは困難です。300㎡未満については、保護樹木制度を設け、支援を行っています。	□
129	No.14-7 みどりを育むムーブメントの輪を広げる	緑被率30%を維持しようという「みどり30」の看板を下ろし、ほとんど目安にもならない「みどりに満足する区民の割合80%」に付け替えたことに失望している。もとに戻すことを願う。	みどりには、公園、農地、街路樹等と様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積(緑被率)だけを評価しているものではないことから、目標の見直しを行いました。なお、緑被率の調査は今後も継続する予定です。	※
<b>戦略計画17 生きた農と共存する都市農業のまち練馬</b>				
130	No.17-1 世界都市農業サミットの開催	練馬区の産業である農業と自然環境の基盤である農の風景を視座に、もっと真面目に考えてほしい。軽薄な世界都市農業サミットには反対する。	世界都市農業サミットは、都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、さらに発展させていくことを目的に開催します。サミットの開催を通して、都市農業に対する誇りや意欲を高め、また理解を深めることで、練馬区における農業の発展と農地の保全に寄与するよう取り組んでいきます。	※
131	No.17-2 都市農地の保全に向けた取組の推進	いわゆる生産緑地の2022年問題の回避に向けた取組がなされており、このような取組は歓迎できる内容であり、実効性のある実施を期待している。	グランドデザイン構想で掲げた「生きた農と共存するまち」の実現を目指し、都市農業の振興・都市農地の保全施策に引き続き取り組めます。	○
132	No.17-2 都市農地の保全に向けた取組の推進	「生産緑地を農地のままで保存」は練馬区環境施策として、また産業施策としてぜひ頑張ってもらいたい。生産緑地が農地として継続使用される政策を支持する。		○

No.	意見項目	意見の概要	区の考え方	対応区分
133	No.17-3 都市農業経営の支援	「自ら区内農業を担いたいと希望する区民が就農できるように」という表現は、ハードルが高く感じる。「農業技術を習得し、食育、福祉など様々な活動ができる」というような捉え方ができると良いのではないか。	農の学校で習得した技術には様々な活かし方があると考えられます。平成30年度に実施した農地所有者の意向調査の結果や、新たに開設した上級コースの実施結果も踏まえながら、より充実した講習となるよう検討を進めます。	△
134	No.17-3 都市農業経営の支援	農地の貸借が可能となった。耕作の難しくなった方から農地を借りてコースを開設すれば、農地保全にも役立つのではないか。		△
135	No.17-3 都市農業経営の支援	農の学校のカリキュラムの中に、農福連携を組み込んではどうか。		△
<b>戦略計画18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち</b>				
136	No.18-1 みどり豊かなまちと一体となった練馬独自の新しい美術館の創造	規模を誇るような方向は希望しない。文化や教育はソフトの方がもっと大切で、職員の質の向上・待遇の改善等、長期的な視点が必要。箱物よりソフト重視で考えるべき。	美術館のリニューアルをきっかけに、秋元館長の考えでもある「区民の暮らしに寄り添った美術館」に向けて、運営コンセプトから検討しています。 このコンセプトに基づいた美術館として、暮らしと美術がつながる、機能を充実させた施設整備に取り組んでいきます。	○
<b>戦略計画21 窓口から区役所を変える</b>				
137	No.21-1 窓口から区役所を変える	「広聴広報課」等の権限を拡大、強化して、単なる取次窓口から真の相談窓口に改善することを要望する。区民と担当部署に利害関係がある場合は、対立する担当部署が回答し、それが区の最終回答になるような現状では問題解決は望めない。	広聴広報課をはじめ、各相談窓口に頂く区民の皆様からのご意見、ご要望には、担当部署が責任をもって区全体の総合的な観点から回答しています。個別のご要望には沿えない場合もあります。	※
138	No.21-1 窓口から区役所を変える	現在の区役所の所在位置は東に偏り過ぎている。区役所を区を中心付近(高野台駅北方)へ移転すべき。(さもなくば、区を東西に分割すべき。)また、現在の区役所の庁舎は高すぎる。区民を見下し威圧感を与えている。低層化すべき。現在の建物は競売に付すべき。	区役所の位置については、西武池袋線、有楽町線、都営大江戸線の練馬駅からのアクセスが良好であること、また、災害時の特定緊急輸送道路に面していること、行政運営等を行うために必要なスペースが確保できることなどから、現在のところ、庁舎を移転する予定はありません。 区役所の建物については、限られた敷地面積の中で、土地の利用条件等を踏まえ、必要な行政運営等を行うためのスペースを確保した結果、現在の高さとなったものです。	※